

メール便配達業務入札説明書

大分県が発注するメール便配達業務に係る一般競争入札等については、入札公告に定める事項及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 9 に掲げる部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日

令和 7 年 9 月 3 日（水）

2 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 メール便配達業務
- (2) 契約期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで
- (3) 履行場所 大分県庁本館 1 階 総務部県政情報課文書室ほか
- (4) 仕 様 書 別添「メール便配達業務仕様書」のとおり

3 契約担当者

大分県知事 佐藤 樹一郎

4 入札書の記入上の注意

- (1) 入札金額は、各重量区分ごとの消費税及び地方消費税相当額抜きの単価とし、それぞれの冒頭に¥マークを付けて、整数で記入すること。なお、単価は、1 通当たりの配達に必要な全ての経費を含むものとし、追加的な料金は発生しないものとする。
- (2) 入札書に示した重量区分ごとの「予定数量」は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの実績を基に設定した数量であるため、契約後の実際の配送数量は増減するものであること。
- (3) 入札書に記入した事項を訂正する場合は、訂正部分を二重線で消し、押印すること。
- (4) 数字は、アラビア数字で記入すること。

5 入札の方法

- (1) 対面入札とする。郵便、メール、ファックスによる入札は認めない。
- (2) 入札会場 大分県庁舎本館 4 階 4 2 会議室
- (3) 入札に参加する者は、メール便配達業務に係る入札公告の 4 に掲げるとおり、同公告の 2 (5) に掲げる書面の写し（国土交通大臣から一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることを証する書面の写し）を添えて、紙入札（見積）参加届出書を提出し、入札（見積）参加の承認を受けること。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札書とともに委任状を提出すること。
- (5) 提出した入札書の書換え、撤回等はできない。
- (6) 競争入札を公正に執行することが困難であるときは、入札を延期又は中止することができるものとする。
- (7) 印鑑は、会社の実印又は代理人の私印とする。いわゆるシャチハタ等のインキ浸透印は使用できない。

6 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札者の決定後 7 日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

- (2) 落札者は、上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

7 引継ぎに関する事項

入札後、落札業者は令和7年10月1日から円滑に業務ができるよう、準備するものとする。

8 質問の受付及び回答

- (1) 本契約についての質問は、質問票（様式1）により行うものとし、質問票の提出があった場合においては、令和7年9月12日（金）17時15分までに、質問の内容及び回答を大分県ホームページに掲載する。
- (2) 提出先 大分県総務部県政情報課文書班
- (3) 提出期限 令和7年9月9日（火）17時15分
これ以降に提出があった場合も随時受け付けるが、回答が間に合わない場合がある。
- (4) 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。
なお、持参以外の場合は、必ず電話により着信を確認すること。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部県政情報課文書班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2266

FAX 097-506-1713

電子メール a11700@pref.oita.lg.jp